

公益社団法人日本放射線腫瘍学会 高精度放射線外部照射部会規約

第 1 章 総則

第 1 条

本部会は日本放射線腫瘍学会高精度放射線外部照射部会と称し、日本放射線腫瘍学会に属するものとする。

(Japan High-Precision External Beam Radiotherapy Group / Japanese Society for Radiation Oncology)

第 2 条

本部会は高精度の放射線外部照射に関する基礎および臨床医学の研究を推進し、その技術の普及と発展に貢献することを目的とする。

第 3 条

本部会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術大会などの開催による研究の奨励
- (2) その他、本部会の目的達成に必要な事業

第2章 規約の改廃

第 4 条

規約の改廃は幹事会出席者(委任状によるものを含む)の3分の2以上の決議を必要とする。なお、理事会へは報告を行うものとする。

第 5 条

この規約の施行について必要な細則は、幹事会の決議を経て部会長が定める。

附則

この規約は理事会の承認を経たのち、2022年6月30日より施行する。